

石川県公報

平成26年9月19日

第12733号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告示			
○普通肥料又は指定配合肥料の生産業者に対する施用上の注意等の表示事項の一部改正（農業安全課）	1	○平成26年度砂利採取業務主任者試験公告（河川課）	2
公告		○土地区画整理組合の定款の変更認可公告（都市計画課）	3
○大規模小売店舗の新設の届出の公告（経営支援課）	1	公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	3

告

示

石川県告示第430号

普通肥料又は指定配合肥料の生産業者に対する施用上の注意等の表示事項（昭和61年石川県告示第256号）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月19日

石川県知事 谷本正憲

表の6の項中「を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉」を削る。

公

告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年9月19日

石川県知事 谷本正憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープおおぬか
金沢市大額2丁目50番外28筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 大規模小売店舗を設置する者
生活協同組合コープいしかわ 代表理事 長谷川 隆史
白山市行町西1番地
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者
生活協同組合コープいしかわ 代表理事 長谷川 隆史
白山市行町西1番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年5月11日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,496平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 60台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 30台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 76平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 20立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時30分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時45分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後6時まで

7 届出年月日

平成26年9月10日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

9 届出等の縦覧期間

平成26年9月19日から平成27年1月19日まで

10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年1月19日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

平成26年度砂利採取業務主任者試験公告

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成26年9月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成26年11月14日(金)午前10時から正午まで

2 試験場

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎11階 1104会議室

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年10月1日(水)から同月31日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。なお、郵送の場合は、同日までの消印があるものに限って受け付ける。

4 出願に関する書類の提出先

各石川県土木総合事務所維持管理課又は各石川県土木事務所維持管理課

5 その他

試験要領の請求その他詳細についての問合せ等は、石川県土木部河川課又は各石川県土木総合事務所維持管理課若しくは各石川県土木事務所維持管理課へすること。

土地区画整理組合の定款の変更認可公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成26年9月19日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 組合の名称

宇ノ気町大崎土地区画整理組合

2 事務所の所在地

かほく市大崎チ114番地2

3 設立認可の年月日

平成12年5月12日

4 変更認可の年月日

平成26年9月11日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第108号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

平成26年9月19日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）津幡警察署管内の表171の項を次のように改める。

171	千鳥台交差点	河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先 主要地方道金沢田鶴浜線と町道幹11号内灘海浜線との交差点	H25. 3. 14
-----	--------	---	------------

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

538	主要地方道鶴来美川インター線	白山市知気寺町79番地1先	七原町方向から柴木町方向への左折及び井口町方向への右折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日
539	主要地方道鶴来美川インター線	白山市知気寺町41番地1先	曾谷町方向から井口町方向への左折及び柴木町方向への右折	大型貨物自動車、特定中型貨物自動車及び大型特殊自動車	終 日

別表第4（指定方向外進行禁止）津幡警察署管内の表に次のように加える。

439	町道幹11号内灘海浜線	河北郡内灘町字千鳥台4丁目151番地先	千鳥台5丁目（コンフォモール内灘）方向への左折	車 両	終 日
440	町道千鳥台35号線	河北郡内灘町字千鳥台4丁目2番地2先 （ファミリーロッジ旅籠屋前）	内灘海岸方向への右折	車 両	終 日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表に次のように加える。

125	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 153 番地 1 先	内灘海岸方向への右折	車 両 終 日
-----	----------------------------	-------------------------------	------------	---------

別表第 13 (車両通行帯) 白山警察署管内の表に次のように加える。

68	市道福正寺成線	白山市幸明町 233 番地 1 先 (白山市橋爪町方向から徳丸交差点に至る方向)	3	約 50 メートル
----	---------	---	---	--------------

別表第 13 (車両通行帯) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

18	町道幹 11 号 内灘海浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 153 番地 1 先 (千鳥台交差点) 緑台方向から千鳥台交差点に至る方向	3	約 40 メートル
----	-------------------	--	---	--------------

別表第 13 (車両通行帯) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表に次のように加える。

13	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 153 番地 1 先 (千鳥台交差点) 白尾方向から千鳥台交差点方向に至る方向	3	約 140 メートル
----	----------------------------	--	---	---------------

別表第 14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 白山警察署管内の表に次のように加える。

26	市道福正寺成線	白山市幸明町 233 番地 1 先 (白山市橋爪町方向から徳丸交差点に至る方向)	約 50 メートル	3	終日	進路左端から数えて 1 番目の 車両通行帯は左折、2 番目の 車両通行帯は直進、3 番目の 車両通行帯は右折とする。
----	---------	---	--------------	---	----	---

別表第 14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 津幡警察署管内の表に次のように加える。

11	町道幹 11 号 内灘海浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 153 番地 1 先 (緑台方向から千鳥台交差点方向)	約 40 メートル	3	終日	道路の左端から数えて 1 番目 の車両通行帯は左折・直進、 2 番目・3 番目の車両通行帯 は右折とする。
----	-------------------	---	--------------	---	----	--

別表第 14 (進路変更禁止及び進行方向別通行区分) 津幡警察署管内 (自動車専用道路) の表に次のように加える。

1	自動車専用道路 主要地方道 金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字千鳥台 4 丁目 153 番地 1 先 (白尾方向から千鳥台交差点方向)	約 140 メートル	3	終日	道路の左端から数えて 1 番目・ 2 番目の車両通行帯は左折、 3 番目の車両通行帯は直進と する。
---	----------------------------	---	---------------	---	----	---